

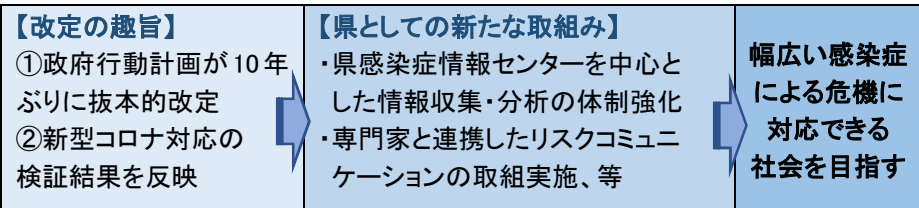
## 1 計画の位置づけ

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第7条の規定に基づく都道府県行動計画
- 行政に加え、医療機関、企業、学校、住民など社会の構成員が連携・協力し、平時からの準備と新型インフルエンザ等発生時に感染拡大防止に取り組むための対策実施に関する計画

### 対策の目的（現行計画から変更なし）

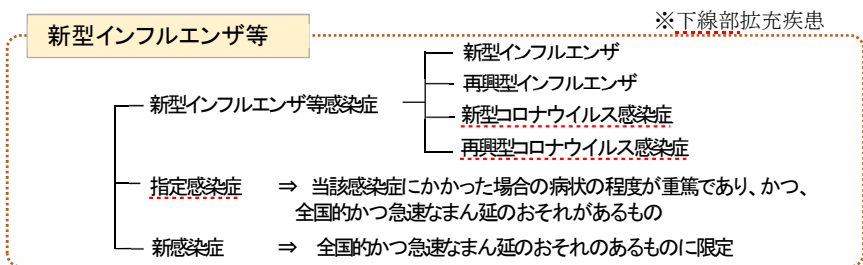
- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する
- 2 県民生活及び県民経済に及ぼす影響が最小限となるように取り組む

## 2 改定の趣旨とポイント



### 【政府行動計画を踏まえた改定のポイント】

#### (1) 対象疾患の拡充



#### (2) 対策段階を準備期、初動期、対応期の3期に分け、準備期の取組みを充実

- ① 定期的な訓練実施による、実効性の確保
- ② 協定締結による医療・検査体制の整備や個人防護具の計画的備蓄
- ③ 国や関係機関との連携体制・ネットワークの構築

#### (3) 有事の際の柔軟かつ機動的な対策の切り替え

- ① 中長期的に複数の波が来ることを想定
- ② 状況の変化と感染拡大防止・社会活動のバランスを踏まえたリスク評価に基づく対策の柔軟かつ機動的な切替え

#### (4) 対策項目の拡充

- ① 6項目だった対策項目を13項目に拡充し、内容を精緻化

#### (5) 計画全体を通して取り組む視点

- ① 人材育成、② 国及び関係機関との連携、③ DXの推進

## 3 兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画改定版の構成と主な変更点

○政府行動計画、新型コロナ対応の検証結果、有識者会議委員からの意見等を踏まえ、県独自の取組も含めて県行動計画を抜本的に改定

構成	主な変更点
<b>第1部</b> 新型インフルエンザ等対策特別措置法と行動計画	・近年の感染症危機を取り巻く状況の変化、特に新型コロナ対応を踏まえた特措法の改正と、それを踏まえた対象疾患の拡充 ・おおむね6年ごとの政府行動計画の改定検討を踏まえた、県行動計画の見直し
<b>第2部</b> 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	・有事のシナリオとして、中長期的に複数の波がくることを想定 ・基本的な権の尊重、特に感染者やその家族、医療従事者等への偏見・差別防止の取組や感染症危機においてより影響を受けやすい社会的弱者への配慮を明記
<b>第3部</b> 新型インフルエンザ等の各対策項目の考え方及び取組	
① 実施体制	・県による市町等に対する総合調整（事前の体制整備や人材確保、対応期における入院措置等） ・人員不足等を踏まえた、他都道府県への職員や医療関係者等の派遣・応援要請
② 情報収集・分析、 ③ サーベイランス	・感染症インテリジェンス体制の整備：国、大学、専門家などと連携した情報収集・分析体制の構築 ・流行状況やリスク評価に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え
④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション リスコミは【新】	・科学的根拠等に基づいた正確な情報の県民等への迅速な提供 ・偏見・差別等や偽・誤情報に対するリスクコミュニケーションの取組 ・双方向のコミュニケーションに基づく不安解消や適切な判断・行動の促進
⑤ 水際対策【新】	・国が行う水際対策に連携して対応、健康監視等の実施
⑥ まん延防止	・リスク評価に基づく、感染症の特徴等や県民生活・社会経済活動への影響を踏まえた対策の実施 - 対象別（患者や濃厚接触者、県民、事業者、施設、学校等） - 時期別（封じ込めを念頭に対応する時期等）
⑦ ワクチン【新】	・科学的根拠に基づく予防接種の意義や制度等に関する理解促進のための啓発 ・県による大規模接種会場の設置検討など、国の方針を踏まえた接種体制の構築
⑧ 医療 ⑩ 検査【新】	・医療機関等、宿泊施設、民間検査機関等との協定締結に基づいた医療・療養・検査体制の整備 ・地域の感染状況、リスク評価等を踏まえた医療・療養・検査提供体制の切替え ・特に配慮が必要な患者に関する医療体制の確保
⑨ 治療薬・治療法【新】	・治療薬・治療法の医療機関への情報提供、治療薬の流通管理、備蓄薬の使用
⑪ 保健【新】	・保健所及び地方衛生研究所における平時からの人材育成と有事に備えた体制整備 ※受援体制の検討、ICTや外部委託を活用した業務効率化など ・感染状況に応じた県による入院調整本部の設置と広域調整の実施
⑫ 物資【新】	・平時からの県、市町、医療機関等における感染症対策物資等の備蓄 ・県備蓄からの協定締結医療機関等への個人防護具の配布（有事・不足時）と、県における特定物資の確保が困難な場合の国への対応要請
⑬ 県民生活・県民経済	・事業者や県民に対する衛生用品や食料品、生活必需品等の備蓄の勧奨 ・有事における心身への影響に関する施策、生活支援を要する者や教育に関する支援等